

第1回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月19日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和5年1月19日(木)午後2時00分～2時50分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(16人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：2番 田中 雄二、3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(2人) 8番 川上 恵、14番 堀江 恒夫 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 報告第1号 那須烏山農業振興地域整備計画の変更について 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について 日程第6 議案第4号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第7 議案第5号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第8 議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画(第248号)の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和5年第1回総会を開会いたします。まずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、8番 川上 恵 委員、14番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中16名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 10番 小川 雄三 委員、11番 奥畑 智子 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 報告第1号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 報告第1号 議案書の朗読 >
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局長（相ヶ瀬）	前回の令和4年第12回総会で意見を求め、異議なしとして回答すると決定した、議案第5号 「那須烏山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」 中、整理番号3番について、都市建設課立会いのもと、県道側の水路と敷地の境界確認を実施したところ、法面部分に若干の面積の変更が生じました。詳細は議案書のとおりです。申出地には全く影響がないことから、改めての審議は必要ないと判断し、報告とさせていただきます。
議長	次に、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >

議長	まず、整理番号1番、2番、5番について、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。
5番 興野 礼子 委員	1月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、水稻、野菜、大豆。農業従事年数及び農業形態、約40年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台。取得地への通作距離、約25km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番について、事務局に代読させます。
事務局（大橋）	1月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、アリスヒソップ、柿。農業従事年数及び農業形態、約50年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号5番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18番 相吉澤 宏 委員	1月14日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号5のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約30年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台。取得地への通作距離、約0.2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
15 番 石岡 幸雄 委員	整理番号1番について、畑ということですが、現在は何か作っているんですか。また、譲受人は●●●在住ですが、申請地周辺に土地を持っているんですか。
5 番 興野 礼子 委員	畑については、現在は何も作っておらず、雑草が少し生えている状態です。土地については、申請地北側の隣接地に小さな家があり、その敷地も購入してそこへ住む予定だそうです。他に、申請地西側の隣接地も一緒に購入するそうです。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番、2番、5番については、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番、2番、5番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	議案第1号 整理番号3番については、議事参与の制限により、私は退席となりますので、議長を 塩野目 富夫 職務代理にお願いいたします。
	休憩いたします。 （ 午後 2時 22分 ）
	< 議長交代 >
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事参与の制限の説明 >
議長	再開いたします。 （ 午後 2時 23分 ）
	整理番号3番について、調査委員の報告を10番 小川 雄三 委員にお願いいたします。
10 番 小川 雄三 委員	1月14日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、水稻、ソバ。農業従事年数及び農業形態、約40年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター3台、コンバイン1

(10 番 小川 雄三 委員)	台、田植機1台。取得地への通作距離、約5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 関 会長の復席を求めます。 休憩いたします。 （ 午後 2時 26分 ）
議長	< 会長復席 > 再開いたします。 （ 午後 2時 27分 ） 関 会長に申し上げます。日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 それでは、議長を 関 会長に交代いたします。 休憩いたします。 （ 午後 2時 28分 ）
議長	< 議長交代 > 再開いたします。 （ 午後 2時 28分 ） 続きまして、議案第1号 整理番号4番については、議事参与の制限により、4番 仲澤 清一 委員は一時退席をお

(議長)	願いいたします。 休憩いたします。 (午後 2時 28分)
議長	再開いたします。 (午後 2時 29分) 整理番号4番について、調査委員の報告を16番 荒井 喜代子 委員に願いいたします。
16番 荒井 喜代子 委員	1月16日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、贈与による所有権移転。30年以上耕作しているそうです。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約50年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、コンバイン2台、田植機1台、ショベルローダー1台。取得地への通作距離、約1.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 ＜ 質疑なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号4番については、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号4番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 4番 仲澤 清一 委員の復席を求めます。 休憩いたします。 (午後 2時 31分)

議長	< 4番 仲澤 清一 委員、復席 > 再開いたします。（午後 2時 32分） 4番 仲澤 清一 委員に申し上げます。日程第3 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号4番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告の前に事務局より提案があるそうなので、説明をお願いいたします。
事務局長（相ヶ瀬）	< このあと上程される議案第3号が、整理番号1番及び2番の案件と関連があるため、整理番号1番及び2番については、議案第3号の審議後に審議とした方が順番的に合理的であると考えている旨を説明 >
議長	事務局より提案説明がありましたとおり、整理番号1番及び2番については、次に上程される議案第3号の審議後に審議とすることによりよろしいかお諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番及び2番については、次に上程される議案第3号の審議後に審議とすることに決定いたしました。それでは、整理番号3番、4番、及び5番について、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号3番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。
19番 塩野目 富夫 委員	1月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで宅地、南が道を挟んで宅地、北が宅地。同意書、有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、申請地近隣に居住しているが、家族が増えたことにより駐車場が不足している状態のため、居住地近くに物置兼車庫及び駐車場の新築を計画したところ、今回、申請地について取得することができるようになり、申請に至った。転用面積、317㎡。転用

(19 番 塩野目 富夫 委員) 議長	目的、物置兼車庫 木造平屋建 1 階 69.56 m²、駐車場。建築面積、79.50 m²。進入路、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 5 年 2 月 10 日から令和 5 年 7 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
10 番 小川 雄三 委員	整理番号 4 番、5 番について、10 番 小川 雄三 委員をお願いいたします。 1 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、無。権利の移転、設定、使用貸借権の設定、許可日から 20 年間。転用計画、転用事業者は、現在、妻と●●●の借家で生活しているが、子が生まれる予定であり、今後の生活及び申請地敷地内に居住している両親の老後のケアを考慮し、新たな住宅の建築を計画したところ、申請地を借用することができるようになり、申請に至った。転用面積、395 m²。転用目的、一般住宅 木造 2 階建 1 階 51.96 m²、2 階 51.96 m²。建築面積、55.06 m²。進入路、東側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和 5 年 2 月 12 日から令和 5 年 8 月 12 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 1 月 17 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親族。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が宅地、南が畑、北が道を挟んで畑。同意書、無。権利の移転、設定、贈与による所有権移転。転用計画、転用事業者は、申請地の隣接地に居住しており、申請地が農地であることを認識せずに申請地を庭の一部や物置小屋の敷地として使用していたが、同敷地内に子が新居の建築計画を進める中で、申請地が農地であることが判明し、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った。始末書、有。転用面積、156 m²。転用目的、一般住宅敷地 宅地拡張。雨水排水、敷地内 自然浸透。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。整理番号4番、5番について、16番 荒井 喜代子 委員、何かありますか。
16番 荒井 喜代子 委員	現地調査に行きましたが、始末書もあるし、問題ないと思います。 < 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番、4番及び5番については、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号3番、4番及び5番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第5 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6番 大野 覚文 委員	1月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。変更前転用事業者、●●●株式会社 破産管財人 ●●●氏。変更後転用事業者、承継者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで宅地、南が雑種地、北が雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、本案件は、平成31年1月21日付け那烏農委指令第5-59号で農地法第5条の規定による許可を受けた案件を承継するもの。転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、前転用事業者である●●●株式会社が破産手続きを行い、転用事業者が当該事業の一切を承継することになり、申請に至った。太陽光発電設備の設置に関する事業計画については変更なし。転用面積、732㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。8年で黒字見込む。売電単価、税抜18円。構造等、パネル273枚、寸法1640mm×992mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、年間発電量約90,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理

(6番 大野 寛文 委員)	計画、自社にて維持管理、保守管理。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和5年2月1日から令和5年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、平成30年11月19日付。東京電力と接続協議済、平成30年7月5日付。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 1月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。変更前転用事業者、●●●株式会社 破産管財人 ●●●氏。変更後転用事業者、承継者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が水路を挟んで田、西が道を挟んで田、南が山林・宅地、北が河川。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、本案件は、平成31年1月21日付け那烏農委指令第5-58号で農地法第5条の規定による許可を受けた案件を承継するもの。転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、前転用事業者である●●●株式会社が破産手続きを行い、転用事業者が当該事業の一切を承継することになり、申請に至った。太陽光発電設備の設置に関する事業計画については変更なし。転用面積、843㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。9年で黒字見込む。売電単価、税抜18円。構造等、パネル220枚、寸法1640mm×992mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、年間発電量約73,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理、保守管理。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和5年2月1日から令和5年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、平成30年10月31日付。東京電力と接続協議済、平成30年8月9日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。19番 塩野目 富夫 委員、何かありますか。
19番 塩野目 富夫 委員	心配する声を聞いていたので、ようやく話が決まって安心しました。 < 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、他に質疑が

(議長)	ないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可に係る変更申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第4 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番及び2番についての審議をいたします。調査委員の報告を6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6番 大野 覚文 委員	1月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が道を挟んで宅地、南が雑種地、北が雑種地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、本案件は、平成31年1月21日付け那烏農委指令第5－59号で農地法第5条の規定による許可を受けた案件を承継するもの。転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、前転用事業者である●●●株式会社が破産手続きを行い、転用事業者が当該事業の一切を承継することになり、申請に至った。太陽光発電設備の設置に関する事業計画については変更なし。転用面積、732㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。8年で黒字見込む。売電単価、税抜18円。構造等、パネル273枚、寸法1640mm×992mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、年間発電量約90,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。給水・排水、無。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和5年2月1日から令和5年6月30日まで。その他 他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、平成30年11月19日付。東京電力と接続協議済、平成30年7月5日付。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 1月17日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が水路を挟んで田、西が道を挟んで田、南が山林・宅地、北が河川。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、本案件は、平成31年1月21日付け那烏農委指令第5－58号で農地法第5条の規定による許可を受けた案件を承継するもの。転用事業者は、●●●に本社を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、前転用事業者である●●●株式

(6番 大野 寛文 委員)	会社が破産手続きを行い、転用事業者が当該事業の一切を承継することになり、申請に至った。太陽光発電設備の設置に関する事業計画については変更なし。転用面積、843 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。9年で黒字見込む。売電単価、税抜18円。構造等、パネル220枚、寸法1640mm×992mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、年間発電量約73,000kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。給水・排水、無。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和5年2月1日から令和5年6月30日まで。その他他法令等との関係等、経済産業省事業認可済、平成30年10月31日付。東京電力と接続協議済、平成30年8月9日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番及び2番について は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第4 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 中、整理番号1番及び2番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第6 議案第4号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第4号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、5番 興野 礼子 委員をお願いいたします。
5番 興野 礼子 委員	1月16日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第4号 整理番号1のとおりです。調査方法、代理人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成7年11月相続により持分1/2を取得、平成13年9月相続により持分1/2を取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書

(5番 興野 礼子 委員)	のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 37 年。昭和 60 年頃から株式会社●●●に従業員用駐車場として貸し付けていた。その後、令和 4 年 3 月株式会社●●●が操業を停止し、駐車場跡地として現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、駐車場敷地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 2 番について、18 番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18 番 相吉澤 宏 委員	1 月 14 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号 整理番号 2 のとおりです。調査方法、代理人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 17 年 8 月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 24 年。平成 10 年以前から住宅、納屋等の敷地として利用しており、そのまま現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、宅地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 6 議案第 4 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。 次に、日程第 7 議案第 5 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 5 号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、12番 小川 祥一 委員をお願いいたします。
12番 小川 祥一 委員	1月11日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第5号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成20年4月 売買により取得。前所有者、●●●。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、県北環境森林事務所が整備する森林簿によると、令和4年現在、林齢59年となっており、昭和40年代には既に山林の状態で、そのまま現在に至る。●●●番は、令和2年6月、豪雨により山腹が崩壊し、周辺墓地へ土砂が流出したことから、県単治山災害復旧工事により土留工外工事を実施。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地、●●●番及び●●●番は該当なし。●●●番は除外手続き中。集团的まとまりのある農地の中の農地、該当なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難であるB分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第7 議案第5号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。
	次に、日程第8 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第248号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第6号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。

事務局（中山）	議案第6号 那須烏山市農用地利用集積計画（第248号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第248号）については、新規15件、更新14件です。利用権の設定を受ける者14名、利用権を設定する者28名です。利用権の設定面積は、153,670㎡です。令和4年度 累計は、1,121,953㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和5年1月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第248号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第8 議案第6号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第248号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 2時 50分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 1 月 19 日

議 長

10 番

11 番